

会議の名称	民生文教委員会 協 議 会	開催月日・令和4年6月21日 開会時間・午前・午後 9時56分 閉会時間・午前・午後10時15分
出席者	柴田 喜朗 栗津 明 安井 智子 南谷 佳寛 堀 隆和 糟谷 玲子	
欠席者		
オブザーバー	副議長 後藤 國弘	
傍聴者	毛利 廣次 原 一郎 川柳 雅裕 豊島 保夫 藤川 貴雄 花村 隆 一般傍聴人 1人	
説明のために出席した者	石黒副市長 國枝市長室長 堀市民部長 山田病院長 浅井病院事務局長 伊藤市民協働部次長 吉村秘書広報課長 大野市民課長 清水税務課長 南谷病院総務課長 野辺病院総務課課長補佐 川田病院医事課長	
協議事項	1 付託案件の審査 議第36号 羽島市手数料条例の一部を改正する条例について 議第41号 令和4年度羽島市病院事業会計補正予算(第1号) 請第 3号 消費税率を当面5%に引下げをを求める請願 請第 4号 消費税のインボイス制度実施中止・延期を求める請願	

【開会＝午前9時56分】

柴田委員長

ただいまから民生文教委員会を開会いたしたいと思います。よろしく願いいたします。本委員会に付託されました議案については、お手元に配付した通りであります。既に説明が終わっておりますので直ちに質疑に入ります。その前に委員長からお願いしておきます。委員及び執行部におかれましては、簡潔明瞭な質疑、答弁をお願いいたします。また、執行部におかれましては、発言する前に、挙手、職名を発言の上、委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。なお、発言時は着座にて発言していただいで構いません。

最初に「議第36号 羽島市手数料条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方はご発言をお願いします。

(質疑なし)

柴田委員長

質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論のある方はご発言をお願いします。

(討論なし)

柴田委員長

討論を終わります。

採決を行います。議第36号は原案の通り可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

柴田委員長

ご異議なしと認め、議第36号は原案の通り可決すべきものに決しました。

次に、議第41号議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方はご発言をお願いします。

栗津委員

私からは、議第41号 令和4年度羽島市病院事業会計補正予算についてお伺いをいたします。追加議案書11ページ、令和4年度羽島市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書についてお尋ねをいたします。未収金が1億3040万円増加していますけれども、その理由は何か教えてください。

病院総務課長

お答えいたします。今回補正をお願いしております新型コ

	<p>ロナウイルス感染症対応補助金の1918万4000円につきましては、令和4年度末までの収入の見込みでございます。従いまして、未収金の増減額は既に議決をいただいております令和4年度羽島市企業会計予算書の令和3年度羽島市病院事業予定貸借対照表と令和4年度羽島市病院事業予定貸借対照表でございます未収金の差額となります。なお、これらはあくまでも決算見込額と予算予定額をもとに算出したものでございます。増加の主な要因といたしましては、未収金の大部分を診療月から2カ月後に資金化されます国民健康保険団体連合会などからの診療報酬が占めており、令和4年度予算では令和3年度の決算見込みと比較しまして、多くの診療収益を目標としていることから、未収金の額が増加しているものでございます。以上でございます。</p>
安井委員	<p>追加議案10ページ、令和4年度羽島市病院事業会計補正予算実施計画、収入1款2項2目他会計補助金、新型コロナウイルス感染症対応補助金1918万4000円についてお尋ねいたします。今年度の検査件数と購入を予定する検査の種類をお聞かせください。</p>
病院医事課長	<p>お答えします。令和4年4月から5月の2カ月間で発熱外来は287件、行政検査は32件でございます。また検査の種類はPCR検査、抗原定量検査、抗原定性検査でございます。以上でございます。</p>
柴田委員長	<p>他に質疑のある方いらっしゃいますか。</p> <p>(質疑なし)</p>
柴田委員長	<p>以上で質疑を終わります。</p> <p>続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p> <p>(討論なし)</p>
柴田委員長	<p>討論を終わります。</p> <p>採決を行います。議第41号は原案の通り可決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
柴田委員長	<p>ご異議なしと認め、第41号は原案の通り可決すべきもの</p>

	<p>に決しました。</p> <p>次に、請第3号を議題といたします。同請願については既に紹介、説明が終わっておりますので、直ちに審査に入ります。</p> <p>審査についてご意見がございましたら、発言願います。</p> <p>(意見なし)</p>
柴田委員長	<p>続いて、討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p>
糟谷委員	<p>請第3号 消費税を当面5%に引下げをを求める請願に不採択の立場で討論いたします。国が消費税を5%から10%に引き上げた増収分は基礎年金の国庫負担や受給資格期間の短縮、幼児教育・保育の無償化、大学など高等教育の無償化といった社会保障に活用されています。識者も一度下げた税率を戻すことができるのか、その間消費税率を充てている年金の国庫負担分はどうするのかと厳しく指摘されています。請願には景気悪化、消費不況と言われておりますが、税率引き下げには法改正が必要で実現には一定の時間が必要です。また、値札の張り替えやシステム改修など、事業者へのしかかる事務負担は計り知れません。さらに、近く税率が引き下げられるとなれば、買い控えが始まり、消費が低迷することは明白です。消費税は社会保障を維持するための貴重な財源です。消費税が減る分を賄う現実性のある財源を示さず、引き下げを提言されることは高齢化という日本が抱える重大課題の解決にも逆行するものです。政府はコロナ不況対策として中小企業支援、また、コロナ禍における原油価格物価高騰等総合緊急対策や新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金など、矢継ぎ早に対応を出されています。よってこの請願は不採択と考えます。以上です。</p>
柴田委員長	<p>本日の委員会に傍聴の申し出がございました。委員長においてこれを許可したいと思います。よろしく願いいたします。</p>
南谷委員	<p>消費税率を当面5%に引下げをを求める請願に反対の討論を行います。社会保障は人生の様々な段階でのリスクに対して社会全体で助け合い、支え合おうとする仕組みです。その費用は保険料で賄うことが基本ですが、保険料のみでは働く現役世代に負担が集中してしまうため、税金や借金も充てています。このうちの多くは借金に頼っており、私達</p>

の子や孫の世代に負担を先送りしている状況です。日本は速いスピードで高齢化が進んでおり、高齢化に伴い社会保障の費用は増え続け、税金や借金に頼る分も増えています。現在の社会保障制度を次世代に引き継ぐためには安定的な財源の確保が必要です。みんなが受益する社会保障の負担はあらゆる世代で負担を分かち合いながら今の世代で賄う必要があります。また、少子高齢化という最大の壁に立ち向かうため、従来、高齢者中心となっていた社会保障制度を拡充し、子育て世代のためにも使えるよう、全世代型に転換していかなければなりません。こうした背景のもと、令和元年10月に消費税率は8%から10%に引き上げられました。消費税は現役世代など特定の世代に負担が集中せず、税収が景気などの変化に左右されにくく、企業の経済活動にも中立的であることから、社会保障の安定財源として適しています。消費税の引き下げは長期的な政策と矛盾し、将来の社会保障の財源を維持する根拠もないことから、この請願に反対いたします。

安井委員

請第3号 消費税率を当面5%に引下げることを求める請願に対し、反対の立場から討論させていただきます。消費税は令和元年10月に引き上げられました。その理由は社会保障制度を子や孫の世代に引き継いでいくためには、社会保障の費用について借金に頼らず、あらゆる世代で負担を分かち合いながら賄っていく必要があること、少子高齢化という最大の壁に立ち向かうためには、社会保障制度を全世代型に転換していかなければならないということです。そして消費税を引き上げることによる増収分は、子育て、介護、年金など全世代を対象とする社会保障の充実と安定のために使われております。日本は今後、人口の高齢化で年金医療介護といった社会保障給付費の増加が見込まれており、消費税はその財源となっていることから、制度の持続性を危うくするわけにはいきません。新型コロナウイルス感染症が未だ終息しない中、消費税の減税は市の財政にも影響することから、請第3号 消費税率を当面5%に引き下げることを求める請願に反対いたします。

柴田委員長

他に討論のある方。

(討論なし)

柴田委員長

以上で討論を終わります。

<p>柴田委員長</p>	<p>採決を行います。請第3号は採択とすることに賛成の委員の挙手を願います。</p> <p>(採択に賛成の委員挙手)</p> <p>不採択とすることに賛成の委員の挙手を願います。</p> <p>(不採択に賛成の委員挙手)</p>
<p>柴田委員長</p>	<p>不採択とすることに賛成の委員の挙手多数であります。よって、請第3号は不採択とすべきものと決しました。</p> <p>次に、請第4号を議題といたします。同請願については既に紹介、説明が終わっておりますので、直ちに審査に入ります。</p> <p>審査についてご意見がございましたらご発言願います。</p> <p>(意見なし)</p>
<p>柴田委員長</p>	<p>続いて、討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p>
<p>糟谷委員</p>	<p>請第4号 消費税のインボイス制度実施中止・延期を求める請願に不採択の立場で討論いたします。インボイス方式の導入により、免税事業者は少なからず現状と比べ、ビジネス環境の悪化は避けられません。しかし、消費税は消費者が負担する税であり、今まで益税として、事業者の懐に入っていたものが適切に納税されるという意味において重要な役割を果たすと捉えています。免税点制度は特に事務負担や執行コストが重い小規模事業者への配慮からできた特例措置です。今日においてはクラウド会計ソフトによる売り上げの自動仕分けなど、消費税導入時と比べ大幅に事務負担を軽減できる環境が整っていることを考えれば、インボイス方式による特例措置の厳格化は、免税点制度の趣旨から考えても正当化されると考えられます。益税を全て免税事業者の利益とし、一部の免税事業者は益税による利益を考慮して販売価格を割り引いたりしていると思われれます。課税事業者になると、その割引分を自分で追加負担することになります。既得権益化した免税点制度が一気になくなる影響は大きいものがありますが、その点、2023年10月から始まるインボイス制度は6年間の経過措置があり、影響を時間的に分散するような配慮がなされています。また、課税事業者に転換しても簡易課税制度の選択もできます。よって、この請願は不</p>

南谷委員	<p>採択とさせていただきます。以上です。</p> <p>請第4号 消費税のインボイス制度実施中止・延期を求める請願に反対の討論を行います。インボイス制度は消費税を正確に計算して納税するために、インボイス、適格請求書という形式の書類で運用していくことを定めた制度で、正式名称は適格請求書等保存方式といいます。インボイス制度が導入されるきっかけとなったのは2019年10月1日に施行された消費税の改正です。このとき、消費税率が8%から10%に引き上げられましたが、同時に生活必需品である食料品（酒類、外食を除く）など、一部について8%の軽減税率が適用されることになりました。つまり、2種類の消費税率が今後の取引について混在することになったのです。これにより、売り手が買い手に提供した商品やサービスの消費税率を請求書で明確にしておかないと取引上のトラブルが多発する恐れが出てきました。また、消費税納税や経理業務においても、消費税率の取扱いについてきちんと整備しないと不正の温床となってしまう可能性があります。インボイス制度は税の公平性の確保という面で必要であると思いますので、この請願には反対いたします。</p>
安井委員	<p>請第4号の消費税のインボイス制度実施中止延期を求める請願に対し、反対の立場から討論させていただきます。インボイス制度が導入される契機となったのは、2019年10月1日に施行された消費税の改正です。このとき、消費税率が8%から10%に引き上げられましたが、同時に生活必需品である食料品など、一部について8%の軽減税率が適用されることになりました。つまり、2種類の消費税率が混在することにより、売り手が買い手に提供した商品の商品やサービスの消費税率を請求書で明確にしておかないと取引所のトラブルが多発する恐れが出ています。インボイス制度によって請求書の税率を明確に区分けすることで、消費税の税率と税額の正確性を維持する役割を担い、不正やミスを防ぎ、納税の公平性を保つことが期待されると考えます。以上のことから、請第4号 消費税のインボイス制度実施中止・延期を求める請願について反対いたします。</p>
柴田委員長	<p>他に討論のある方いらっしゃいますか。</p> <p>(討論なし)</p>

柴田委員長	<p>討論を終わります。 採決を行います。請第4号は採択とすることに賛成の委員の挙手を願います。</p>
柴田委員長	<p>(採択に賛成の委員挙手)</p> <p>不採択とすることに賛成の委員の挙手を願います。</p>
柴田委員長	<p>(不採択に賛成の委員挙手)</p> <p>不採択することに賛成の委員の挙手多数であります。よって、請第4号は不採択とすべきものと決しました。</p> <p>以上で本委員会に付託されました案件の審査を進めて終了いたしました。これをもちまして、民生文教委員会を終了いたします。なお、委員長報告につきましてはご一任願います。ご苦労さまでした。</p>
<p>【委員会終了=午前10時15分】</p>	